

## 特別養護老人ホームなごみの郷料金表



	基本単位 / 日	食事料金 / 日	居住費 / 日	日常生活費・ 教養娯楽費 / 日	月負担目安 (加算・別料金含まず)	別料金
要介護1	682単位	1,575円	2,066円	100円	132,976円	(注)参照
要介護2	753単位				135,136円	
要介護3	828単位				137,417円	
要介護4	901単位				139,638円	
要介護5	971単位				141,767円	

※上記の月負担負担目安は1割負担の方の場合です。

- 地域区分が7級地のため、1単位10.14円で計算します。そのうち自己負担金額は1割又は2割又は3割です。
- 下記加算単位の該当する場合、上記基本単位に追加されます。

【加算(1日あたり)・・・いずれも該当した場合に基本単位に加算されます。】日常生活継続支援加算(Ⅱ)46単位・看護体制加算(Ⅰ)イ12単位・看護体制加算(Ⅱ)イ23単位・夜勤職員配置加算(Ⅱ)イ46単位又は(Ⅳ)イ61単位・個別機能訓練加算12単位・若年性認知症入所者受入加算120単位・常勤医師配置加算25単位・認知症療養指導加算5単位・障害者生活支援体制加算(Ⅰ)26単位又は(Ⅱ)41単位・初期加算30単位・入院及び施設外泊時費用246単位・栄養マネジメント強化加算11単位・施設外泊時在宅サービス提供加算560単位・療養食加算6単位×1～3回・看取り介護加算(Ⅰ)72単位、144単位、680単位、1280単位又は(Ⅱ)72単位、144単位、780単位、1580単位・経口移行加算28単位・配置医師緊急時対応加算(通常時間外325単位)(早朝・夜間650単位)、(深夜1300単位)・在宅復帰支援機能加算10単位・在宅・入所相互利用加算40単位・認知症専門ケア加算(Ⅰ)3単位又は(Ⅱ)4単位・認知症行動心理症状緊急対応加算200単位・新興感染症等施設療養費240単位・安全対策体制加算20単位・サービス提供体制強化加算(Ⅰ)22単位又は(Ⅱ)18単位又は(Ⅲ)6単位。

【加算(1月あたり)・・・いずれも該当した場合に基本単位に加算されます。】生活機能向上連携加算(Ⅰ)100単位又は(Ⅱ)200単位又は100単位・個別機能訓練加算(Ⅱ)20単位・個別機能訓練加算(Ⅲ)20単位・ADL維持等加算(Ⅰ)30単位又は(Ⅱ)60単位・口腔衛生管理加算(Ⅰ)90単位又は(Ⅱ)110単位・特別通院送迎加算594単位・褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)3単位又は(Ⅱ)13単位・排せつ支援加算(Ⅰ)10単位又は(Ⅱ)15単位又は(Ⅲ)20単位・自立支援促進加算280単位・高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)10単位又は5単位・科学的介護推進体制加算(Ⅰ)40単位又は(Ⅱ)50単位・退所前訪問相談援助加算460単位・退所後相談援助加算460単位・退所時相談援助加算400単位・退所前連携加算500単位・協力医療機関連携加算(Ⅰ)50単位又は(Ⅱ)5単位・経口維持加算(Ⅰ)400単位・経口維持加算(Ⅱ)100単位・再入所時栄養連携加算200単位・認知症ケアチーム推進加算(Ⅰ)150又は(Ⅱ)120単位・生産性向上推進体制加算100単位又は(Ⅱ)10単位。

【該当となった場合総単位数に乗じた単位数が加算されます。(1月あたり)】

介護職員等処遇改善加算・・・総単位数に(Ⅰ)の場合14%、(Ⅱ)の場合13.6%、(Ⅲ)の場合11.3%、(Ⅳ)の場合9.0%を乗じた単位数が加算されます。

- 日常生活費・教養娯楽費内訳(シャンプー、リンス、ボディソープ、レクリエーション費等。)

- 小数点以下の端数処理の関係で、差異が生じる場合があります。

(注)別料金 事務管理(預り金)手数料(1500円 / 月)・おやつ代金・売店料金・行事参加代金・補助食品代金・喫茶代金・買い物代金・本人購入希望品(口腔関連費等)・理美容料金・医療機関受診料・薬代金・インフルエンザ予防接種代・電気料(1電化製品につき30円 / 日)・外泊長期入院中の居住費(居住費×日数)等。

負担限度額・・・世帯全員が市町村民税非課税世帯の方(市町村民税世帯非課税者)や生活保護を受けておられる方の場合は、居住費・食費が軽減されます。

対象者		区分	食事料金(日額)	居住費(日額)	高 額 介 護 サ ー ビ ス 費	区分	負担の上限額(月額)
世帯全員が市町 村民税非課税者	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者	利用者負担第1段階	300円	880円		生活保護を受給している方等	15,000円(世帯)
	年金収入等の合計が80万円以下の方 (単身650万円、夫婦1,650万円以下)	利用者負担第2段階	390円	880円	世帯全員が市町村民税非課税 前年の年金等収入金額+その他の合計所得金額の合計 が80万円以下の方等	24,600円(世帯)	
	年金収入等の合計が80万円超120万円以下の方 (単身550万円、夫婦1,550万円以下)	利用者負担第3段階①	650円	1,370円	世帯全員が市町村民税非課税	24,600円(世帯)	
	年金収入等の合計が120万円超の方 (単身500万円、夫婦1,500万円以下)	利用者負担第3段階②	1,360円	1,370円	市町村民税課税～課税所得380万円(年収約770万円)未 満	44,400円(世帯)	
市町村民税課税者	上記以外の方	利用者負担第4段階	1,575円	2,066円	課税所得380万円(年収約770万円)～課税所得690万円 (年収約1,160万円)未満	93,000円(世帯)	
					課税所得690万円(年収約1,160万円)以上	140,100円(世帯)	